

号外 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

山田国道45号周辺地区震災復興土地区画整理事業の換地処分の登記完了について

先月のかわら版でもお知らせしていましたが、山田都市計画事業山田国道45号周辺地区震災復興土地区画整理事業につきましては、令和2年1月10日（金）に岩手県知事より換地処分の公告がなされ、同年1月11日（土）より所有権等の権利は「従前の土地」から「換地処分後の土地」に移行しています。

土地の表示が新しい町名・地番に変わったことから、法務局では土地区画整理登記を行うため、一般の登記等を停止していましたが、この度、土地区画整理登記が完了し、各種登記ができるようになりましたのでお知らせいたします。

【お問い合わせ】 町建設課 都市計画係 ☎0193-82-3111（内線236）

民間賃貸住宅にお住まいの方へ

◎加算支援金の申請はお済みですか？

東日本大震災にて被災された世帯の世帯主（全壊、大規模半壊が対象）で、以下に該当する場合は、加算支援金を受給できる場合があります。

（※災害公営住宅での再建を考えている方は除く。）

- みなし仮設住宅の供与期限終了後、民間賃貸住宅を自費で契約しお住まいの方
- 災害公営住宅退去後に民間賃貸住宅を自費で契約しお住まいの方

加算支援金支給金額（民間賃貸住宅） 複数世帯：50万円 単身世帯：37.5万円

なお、以前に民間賃貸住宅を契約して加算支援金を受給されていた方が、新しく住宅を建設または購入することになった場合は申請受付期限内であれば支援金の差額を申請できます。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

加算支援金申請受付期限：令和3年3月10日（水）

【お問い合わせ】
町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線：371、373、374）